

# 銀行実務

June  
2013

通巻649号  
VOL.43 NO.6

# 6

## 特集 民法改正中間試案に見る融資実務への影響

特別企画 これだけは押さえないABLの実務対応

特別研究 反社対策とマネロン対策の一元化



銀行研修社

## これだけは押さえない ABLの実務対応

本年2月5日に金融庁よりリリース(注1)が出され、ABL(Asset Based Lending/動産担保融資)への取組みの強化が今後期待されている。また、3月末には金融円滑化法も終了し、そのソフトランディングの一手段としてもABLに期待が寄せられている。これら事実を鑑みると、本年4月以降における本邦における動産担保融資への取組みの拡大が予想される。本稿では、筆者の日本における過去数年間のABLに関する実務経験に基づき、ABLに関する重要ポイントについて解説する。

堀池 篤

### 1 動産担保融資 (ABL)の概要

ABLは、在庫、機械設備等を担保にとつて行う融資であり、05年に民法の特例法として「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が施行された。これにより、ABLの担保対象となる在庫、機械設備を登記することで第三者対抗要件を具備することが可能となった。簡単に言うと、在庫等の動産も不動産と同様に、登記することができるようになったのだ。ただし、日本においては過去、不動産担保融資が中心に行われてきており、動産(在庫・売掛債権)は297兆円(注2)という規模があるものの、日本においてはそれらを活かした担保融資が現在まだ十分に発達しているとは言えない。事実、市場規模としては4000億円程度

(注3)であり、米国の市場が、その黎明期より約30年で60兆円にまで拡大したことを勘案すると、今後の発展がまだまだ期待される。

また、不動産担保融資とは異なり、在庫という流動資産を担保にとることから、以下の3点が重要であると言える。

- ① どういった在庫を担保にとるか？

- ② 流動資産である在庫担保をどのようにモニタリングするか？

- ③ 借入人がデフォルト時に対象の担保資産を処分・換金してABLの債権を回収できるか？

念のため申し上げるが、ABLである以上、担保処分することが唯一の目的でないものの、万が一の場合は、換価処分できることが重要であるというのが筆者の立場である。

以下では、①については「2. 取組み時のポイントで」、②に

ついでには「3. モニタリングのポイント」で解説する。③については「4. 担保権の処分」で簡単に触れる。

## 2 取組み時のポイント(適切な資産、登記等)

### (1) 担保の対象とすべき在庫

ABLの取組みに際して一番のポイントとなるのは、担保物となる在庫・機械設備をどのように選ぶかである。在庫とひと言に言ってみても、企業のバランスシートに「商品」・「製品」として存在する在庫は様々である。図表1にあるような宝飾、アパレルといったような消費財もあれば、ネジ、部品といったような工業製品、また、鉄、貴金属といった原材料であることもある。さらに、その中間品である仕掛品ということもある。一般論として、ABLの担

保となりやすい在庫は小売業の店頭にあり、かつ消費財であることが多い。次項で解説する評価の問題とも関連するが、評価においては「実際にはどのように換価処分できるか」ということがベースに評価されることが基本であるが、小売店の消費財が一番処分されやすいことは、そのまま店頭で在庫をデイスカウントして売却してしまえばよい(在庫一掃セール、リニューアルセールをイメージしていただきたい)ということから、想像することが容易であろう。担保として徴求可能な資産の一例を図表1に示すのでご参考にしていただきたい。

### (2) 対象在庫の評価方法

次に評価についてであるが、担保となる動産の評価は、様々な入手方法がある。商品の潜在的買い手から評価を得ることも可能であるし、国内にも

複数存在する評価専門家から評価を得ることも可能である。ただし、あくまで担保資産の評価であるので、金融庁のFAQ(注4)に記載されているように、以下のような換価手段が確保されている

評価が望ましいと考えられる。なぜなら、いざという時にその換価手段を用いて債権回収を行うことができるという点で、評価に対して実効性があるからである。

- ・売却予定先との間で売買予約契約が締結されている
- ・市場が存在し、その市場において売却が可能
- ・専門業者への売却が一般的に行われていて、かつ専門業者に売却することが可能

・「動産担保」に関する専門業者等から信頼のおける売却ルートを通じて売却することが可能

・金融機関自らが地域特産品などの特定の動産の換価処

図表1 担保徴求可能な資産(例)

	小売業	消費財卸売業	中間財卸売業
一般的評価率の高さ	高	高～中	中～低
対象となる資産	家電製品 宝飾・時計 ブランドグッズ DIY用品 衣料品 雑貨 靴・鞆 スポーツ用品 楽器 釣具 等	家電製品 宝飾・時計 ブランドグッズ 衣料品 雑貨・玩具 文具・香水 靴・鞆 スポーツ用品・楽器 コンピュータ関連機器 釣具 等	家電部品 繊維・テキスタイル ボルト・ネジ タイル・レンガ・ブロック 非鉄・金属類 等

図表2 評価書に示される在庫評価の例  
(一部抜粋)

簿 価	10億円
評価額	7億円
評価率	70% (= 7億円/10億円)

時間的制約をまったく設けずに、対象資産が、通常売れるペースにて資産処分されることを想定した評価である。

分に関するノウハウを蓄積しており、そのノウハウ等を活用することで信頼のける売却ルートを通じて売却が可能  
なお、これらの評価の概念には、①OLV (Orderly Liquidation Value)と②FMV (Fair Market Value)という二つの概念が存在する。①は一般的に2〜3カ月程度の時間的制約を設けた上で、対象資産をその一定期間内に処分することを想定した評価であり、②は

二つの評価概念の大きな違いは、対象資産を処分する際に時間的制約を設けるかどうかである。

筆者の見解として、金融機関が担保として取る以上は、万が一の際には担保として一定期間内で換価処分することと視野に入れないといかないという点から、OLVの概念が評価として用いられるべきであると考ええる。

また、通常この評価は図表2のような形で表記されることが多い。まず、対象となる在庫の「簿価」。これを評価した際の評価金額としての「評価額」。そして、その評価額が簿価に対してどの程度であるかを表す「評価率」である。評価率は対象となる在庫の簿価が変化した場合でも、変化した在庫簿価に評価率を掛け合わせると、おおよっぱな評価額の目安が分かるという点で、有用である。

### (3) 第三者対抗要件の具備(融資実行する際の登記の方法)

ABLを行う際に担保である在庫・機械設備に対して第三者対抗要件を具備する方法としては、以下①、②の二つがある。なお、ABLという在庫等を担保とする融資を行う際、借入人の懸念の一つに、「担保として対象在庫を供与して登記等を行うと、対象となる在庫や機械設備を継続して営業に使用できなかったり、製造のために使用できないのではないか」というものがある。そうした懸念を抱く借入人に対しては、動産譲渡登記制度について十分な説明を行い、動産譲渡登記後も販売および使用が可能であることを説明することが重要である。

設備などの動産を活用した資金調達の際には、円滑化を図るため、法人が行う担保を目的とした動産の譲渡について、登記によって第三者対抗要件を備えることを可能とする制度である。

上述のとおり、企業が保有する在庫商品、機械設備、家畜など、様々な動産を担保として活用するABLとの関連で動産譲渡登記の利用度・重要度は増している。

動産譲渡登記を行っても、動産自体は譲渡後も企業の直接占有下にあることが通常であり、借入人たる企業は通常の営業の範囲内であれば、販売活動の一環として担保資産たる在庫を処分することも可能である。

### ① 動産譲渡登記制度

動産譲渡登記制度とは、企業が保有する在庫商品、機械

譲渡登記の対象である動産を特定し、公示するための情報としては、必須の記録事項である「譲渡に係る動産を特定するために必要な事項」が

図表3 登記のためのABLのための譲渡担保契約書への記載事例

<在庫の例：動産の所在により動産を特定する場合>

動産の種類	テレビ、冷蔵庫、洗濯機等家電商品在庫一式
保管場所の所在地	東京都港区虎ノ門1丁目6番地
有益事項	保管場所の名称：虎ノ門第一倉庫

<機械設備：動産の特質により動産を特定する場合>

動産の種類	エックス線CTスキャン装置
動産の特質	製造番号：M233

出所：坂井・三村法律事務所編「Q&A 動産・債権譲渡特例法解説」（三省堂）より作成

ある。この「譲渡に係る動産を特定するために必要な事項」の記録の方法としては、イ・動産の特質によって特定する方法、ロ・動産の保管場所の所在地によって特定する方法の二つがあり、いずれかの方

② 占有改定  
業界、取引先等への風評リスクを懸念して、動産譲渡登記を嫌がる顧客が借入人になることもある。こういう場合には、借入人の資産に対しては占有改定による第三者対抗要件を具備することも可能である。

また、機械設備等を登記する場合にはイ・を使用することが一般的である、参考までに、それぞれの登記の際の記載事例を図表3に示す。

法を選択することができる。在庫商品など日々内容が変動する（流動）集合動産の場合には、ロ・の方法により登記することが一般的である。この場合は、原則として当該保管場所にある同種類の動産の全てが譲渡に係る動産となり、当該保管場所に搬入された時点で動産譲渡登記の効力が及ぶこととなる。

「通常の営業の範囲内」での担保資産である在庫の販売を許容している。したがって担保対象資産である在庫はその内容、構成が常に変化し、かつ季節性等を要因としてその金額が増加したり、減少したりする。また、機械設備の場合においては、機械設備が生

### 3 モニタリングに関するポイント

占有改定とは民法183条に規定される占有の移転方式である。ある目的物の占有者が、それを手元に置いたまま占有を他者に移す方法である。借入人と占有改定をする旨の書面を交わすことで占有改定を行う。ただし、二者間の契約であるために、登記のように公示されることがないので、第三者から分かりにくいとの批判もある。

(1) 在庫  
在庫については大きく分けて二つの意味でのモニタリングが必要である。①在庫の担保価値のモニタリングと②在庫数量のモニタリングである。

産活動に使用されているので、場合によっては、故障したり、部品が摩耗したりすることなども想定される。  
以上の理由により、ABLの担保対象資産たる在庫、機械設備をモニタリングすることが非常に重要となるが、では、何をどのようにモニタリングするのだろうか？  
通常、金融機関が融資を行った場合、借入人から月次試算表等の財務資料および資金繰りをモニタリングする。ABLにおいては、これらの財務に関連するモニタリングに加えて以下のモニタリングを行う。

① 担保価値のモニタリング  
最新の在庫の価値をモニタリングするには、在庫の再評価を依頼するという方法が一番確実で早い。しかし、在庫評価に相応のコストがかかる場合には、便宜的に以下の方法で担保価値の目安を把握することも可能である。

担保価値の目安  $\parallel$  直近の在庫簿価  $\times$  評価率（評価書に記載されている評価額  $\div$  簿価の数字）

例えば、図表2（44頁）の例を用いて、直近の在庫簿価が12億円になっていた場合は、以下のように担保価値の目安が計算できる。

8・4億円（担保価値の目安）  $\parallel$  12億円（直近の在庫簿価）  $\times$  70%（評価率）

ただし、在庫の構成、季節性等によって評価率は変化することがあるので、この点には注意が必要である。

② 在庫数量のモニタリング  
前述の担保価値のモニタリングに加えて、在庫数量をモニタリングすることも重要となる。その際には、それぞれの在庫がどこに（店舗か、倉庫か？）保管されているかということもモニタリングする必要がある。

分かりやすく言えば、仕入を通じて、在庫はその保管場所に納入され、一定期間その保管場所で保管され、販売等を通じて、その保管場所から顧客に搬出される。このフローを理解して、在庫の数量のフローを把握することで数量のモニタリングを行う（図表4参照）。

具体的には、以下の点に注意したモニタリングが必要である。

- イ. 対象在庫の保管場所
- ロ. 品目別の仕入数量と金額（在庫増）
- ハ. 品目別の返品数量と金額（在庫減）

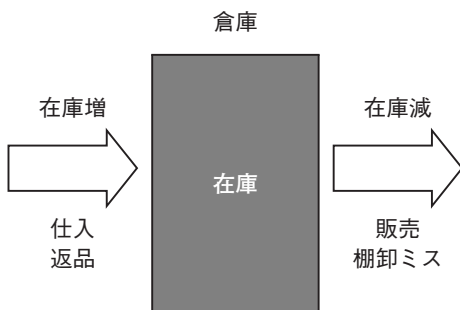
額（在庫増）  
ニ. 品目別の売上数量と金額（在庫減）  
ホ. 品目別の棚卸のミス等の数量と金額（在庫減）  
ヘ. 品目別の在庫数量と金額

特に、この数量のモニタリングは借入人の状況を把握する上で非常に有用である。例えばハ. が多くある場合には、借入人の商品に問題がある。また、借入人が故意に資金を得ようと思えば在庫を処分した場合などは、ヘ. が大幅に減るなどである。

### (2) 機械設備

機械設備（便宜上、製造設備としての機械設備とする）は、在庫のように営業活動において販売されることはないが、量が増えることからは、以下のファクターによって担保としての価値が変化するので、

図表4 在庫数量の変化



その対象機械設備の特徴によって注意が必要である。

### ① 対象機械設備の市場での需給による価格変動

機械設備等は取引されるセカンダリーマーケットの動向により価格が大きく変動することがある。例えば、クレーンやブルドーザーのような建設機械はその時々々の建設需要によって大きく価値が変わることもある。可能であれば、2〜3カ月ごとに、評価会社

やこの種の機械設備のプロパー等から、市場動向をヒアリングしておくことが有用である。

② 対象機械設備が使用されることによる価値の減価

機械設備は在庫と異なり、借入人の生産活動に使用されるため、資産としては摩耗、減耗しながら劣化する。その分だけ機械設備は減価することもある。場合によっては、故障して使用がしばらくの間できないこともある。モニタリングではこのような点に注意する必要がある。

#### 4 担保権の処分

ABLに関する法制度においては、現在、不動産担保融資の際に抵当権を実行するような法整備はなされていないが、05年の動産譲渡登記の特例法施行後、一定数のABL

債務者の法的整理(破産手続、民事再生手続、会社更生手続)は発生しており、ABL担保の法的手続下での担保物の換価処分やその他の対応も実務として行われてきている。

ただし、そういった際には、ABLについて詳しい法律の専門家である弁護士、担保物を換価処分できるプロフェッショナルの関与が重要かつ必要となってくる。ABLの取組み後、上述の綿密な債務者および担保資産のモニタリングを行っている際に、債務者がコベナント等に違反した、資金繰りが厳しくなったという状況を察知した場合には、いち早くこれら専門家と連絡をとり、万が一債務者が法的倒産手続を申請した際に備えることが、ABLにおいて債権回収額を極大化する近道になると言える。

(注1) <http://www.fsa.go.jp/>

[news/24/ginkou/20130205-1.html](http://news/24/ginkou/20130205-1.html)「ABL(動産担保融資・売掛債権担保融資)の積極活用について」

(注2) <http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130205-1/02.pdf>「ABL(動産担保融資・売掛債権担保融資)の積極活用について」(別紙2)

(注3) <http://www.meti.go.jp/medi/lib/report/2013ty/E002425.pdf> 平成24年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「動産・債権担保融資(Asset-based Lending: ABL)普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査」

(注4) <http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130205-1/05.pdf>「金融庁検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編(別紙5)」

(ゴードン・ブラザーズ・ジャパン/マネージング・ディレクター)

## 中小零細企業支援実例集

中央総合研究所 著 A5判・並製・256頁 定価2,000円+税

非常に厳しい経営環境の中で、企業自ら実践したあるいは金融機関等の支援を受けて業績を維持・向上させてきた具体的事例を多数収載。取引先への経営支援ヒント満載の金融機関法人担当者必読の書。

〒170-8460 東京都豊島区北大塚3-10-5  銀行研修社 電話(03)3949-4101・FAX(03)5567-1733  
URL:<http://www.ginken.jp>